4　第一項の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡（収用交換等による譲渡を除く。）をした場合において、当該家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡に係る対価の額と当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額（前三年以内の譲渡がある場合には、前項の合計額）との合計額が二億円を超えることとなつたときは、適用しない。

第三十六条の三第四項中「第一項又は第二項の」を「第一項から第三項までの」に、「第三十六条の三第一項又は第二項」を「第三十六条の三第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「若しくは前項第二号」を「、第二項第二号若しくは前項」に、「同項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　譲渡資産の譲渡につき前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている者は、同条第四項の規定に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた譲渡をした日から四月を経過する日までに当該譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

第三十六条の四中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十六条の五中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の六第一項中「及び第三十七条の九から第三十七条の九の三まで」を「、第三十七条の九及び第三十七条の九の二」に改める。

第三十七条の九の三を次のように改める。

第三十七条の九の三　削除

第三十七条の十第一項中「、第三十七条の十一の二」を削り、同条第三項中「、第一項」を「、同法及びこの章」に改め、同項第二号中「第二条第十二号の二に規定する分割法人（信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。）の株主等に法人税法第二条第十二号の三」を「第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として同条第十二号の三」に改め、「（当該株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付がされた法人税法第二条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、同条第四項中「、第一項」を「、所得税法及びこの章」に改め、同項第一号中「その株式等証券投資信託」を「その公募株式等証券投資信託等（株式等証券投資信託」に、「以下」を「）及び特定受益証券発行信託（その受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。以下」に、「「公募株式等証券投資信託」という」を「同じ」に、「当該公募株式等証券投資信託」を「当該公募株式等証券投資信託等」に改め、同項第二号中「公募株式等証券投資信託」を「公募株式等証券投資信託等」に、「信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託にあつては当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額とし、」を「信託されている金額（」に改め、同項第三号中「信託された」を「信託されている」に改め、同条第六項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第三十七条の十の二第一項中「が上場株式等（」を「（政令で定めるところにより特定口座に移管されたものを除く。）が上場株式等（」に改め、同項第一号中「株式会社」の下に「又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人」を加える。

第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を次のように改める。

第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二　削除

第三十七条の十一の三第一項中「の譲渡以外」を「以外」に改め、同条第八項中「第四十二条の三第一項第三号」を「第四十二条の三第二項第三号」に改める。

第三十七条の十三第一項第四号を削る。

第三十七条の十四を次のように改める。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第三十七条の十四　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、非課税口座を開設した日から同日の属する年の一月一日以後十年を経過する日までの間に、非課税上場株式等管理契約に基づき当該非課税口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。第四項及び第五項において同じ。）に記載若しくは記録がされ、又は当該非課税口座に保管の委託がされている第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等（次項から第四項までにおいて「非課税口座内上場株式等」という。）の当該非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含むものとし、金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。）をした場合には、当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、所得税を課さない。

2　非課税上場株式等管理契約に基づく非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額が当該非課税口座内上場株式等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3　前二項の場合において、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口座内上場株式等（その者が二以上の非課税口座を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。）の譲渡をしたときは、政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

4　次に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等（第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条において同じ。）の取得をしたものとそれぞれみなして、前三項及び第十五項の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一　非課税口座から他の上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座（次項第二号において「他の保管口座」という。）への移管、非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者への返還又は非課税口座の廃止

二　贈与又は相続若しくは遺贈

三　非課税上場株式等管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡